

令和3年度えひめいやしの南予復興支援誘客促進特別事業実施要項

1 趣旨

南予広域連携観光交流推進協議会は、平成30年7月豪雨で甚大な被害を受けた愛媛県南予地域への誘客を促進し、同地域の復興を支援するため、旅行会社が造成する募集型企画旅行にかかるパンフレット等の作成経費の一部に対して、予算の範囲内で助成金を交付する。

2 助成対象者

旅行業法（昭和27年法律第239号）及び同法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）の規定による第一種旅行業、第二種旅行業、第三種旅行業及び地域限定旅行業の登録を得ている者

3 助成対象期間

令和3年7月5日～令和4年3月15日までの間に催行される募集型企画旅行（出発日基準）

4 助成要件

パンフレット、募集広告チラシ、新聞折込み、新聞広告掲載等を利用し、広く一般に配布するもので、南予地域の旅行先の画像や案内等を掲載すること。

また、「えひめ南予きずな博」のロゴを掲載するとともに、「えひめいやしの南予復興応援ツアー」の名称を冠すること。

- ① 原則として、新規に作成し募集を開始するものであること。
- ② 発地が愛媛県内であること。ただし、日帰り旅行については、発地が愛媛県外であっても認めるものとする。
- ③ 南予地域（宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町）の観光施設を3か所以上旅程に組み込むこと。そのうち1か所は、特に甚大な被害を受けた宇和島市、大洲市又は西予市の観光施設とすること。
- ④ 旅行商品の設定期間中に1回以上催行するもので、参加者が15名以上（実績ベース）であること。
※乗務員・添乗員等は、参加人数から除くこと。なお、添乗員は必須ではない。
- ⑤ 「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（日本旅行業協会及び全国旅行業協会作成）」を遵守すること。
- ⑥ 「学校行事として実施する旅行」、「国、地方公共団体、公的団体が実施する会議、研修旅行」又は「宗教活動、政治活動を目的とした旅行」でないこと。

5 助成対象経費及び助成額

① 助成対象経費

南予地域への送客を目的とした「募集型企画旅行商品」を掲載したパンフレット等作成経費（制作・印刷代、ダイレクトメール配送費、新聞折込料、新聞・雑誌等への旅行商品広告掲載料（WEBは除く））。

② 助成額

区分	限度額
南予地域に宿泊する旅行商品のパンフレット等	200,000 円 (経費の 2/3 を上限)
日帰り旅行商品のパンフレット等	100,000 円 (経費の 2/3 を上限)

※助成金の額は千円単位とする。(端数切捨て)

6 助成の制限

助成については、1 旅行会社（1 つの旅行業者に複数の商品造成事業所がある場合には事業所ごと）につき、1 旅行商品を原則とする。ただし、予算執行状況によってはこの限りではない。

7 予算額

1,000,000 円 ※予算がなくなり次第終了

8 助成金の交付申請

助成を希望する旅行業者は、助成金交付申請書（様式第 1 号）と関係書類を会長へ提出しなければならない。

9 助成の申請期間等

区分	申請期間	旅行商品設定期間（最大幅）
上期	令和 3 年 7 月 1 日から 令和 3 年 7 月 31 日まで (当日消印有効)	令和 3 年 7 月 5 日から 令和 3 年 9 月 30 日まで
下期	令和 3 年 7 月 1 日から 令和 4 年 1 月 31 日まで (当日消印有効)	令和 3 年 10 月 1 日から 令和 4 年 3 月 15 日まで

助成は、予算の範囲内で交付することとし、予算額に達した時点で終了とする（書面で申請のあった順に審査し、助成を決定する）。

10 助成金の交付決定

助成金については、提出のあった申請書の内容等を審査の上、予算の範囲内で決定し、書面で通知する。

11 助成事業の変更承認申請

助成金の交付決定を受けた事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第 2 号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

12 中止等の連絡

交付決定を受けた旅行商品が中止又は要件を満たさなくなった場合（天候等により旅行

行程を変更し、要件を満たさなくなった場合を含む。)は、速やかに中止等報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

13 実績報告および請求

助成金の交付を決定した旅行商品の催行後、30日以内又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第4号)を提出しなければならない。実績報告書を審査のうえ、適当と認められれば、助成金精算払請求書(様式第5号)を提出しなければならない。

14 交付決定の取消し

会長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の交付決定を取り消すことができる。

①虚偽の申請又はその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

②助成金の交付を決定した旅行商品の催行期間において、その旅程(出発地及び乗継地を含む。)に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の対象区域が含まれているとき。

15 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

16 申請先及び問い合わせ先

〒798-8511 愛媛県宇和島市天神町7-1
南予広域連携観光交流推進協議会事務局
(愛媛県南予地方局商工観光課内)

TEL 0895-28-6146 FAX 0895-22-2512